

# Q&A 業種別会計実務シリーズ③ 銀行

## 金融インダストリーグループ

トーマツではインダストリー活動の一環として、業種別の会計実務について研究を行っている\*1。そこで、本誌において、各業種の概要及び特徴となる会計処理について12回にわたり連載する。第3回となる2月号では、銀行について記載する。なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見である。

### 1. 銀行の主要な業務とはどのようなものか

#### (1) 銀行の3大業務

預金業務、貸出業務、為替業務は銀行法第10条第1項において、銀行の固有業務として定められており、これらを銀行の3大業務という。

##### ① 預金業務

銀行の資金調達には主に預金によって行われている。受け入れた預金を貸出金や有価証券によって運用し、その運用から得られた収益をもとに、預金者に対して預金利息を支払っている。

預金の民法上の性質は消費寄託契約となっており、寄託の態様によって、当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金及びその他の預金がある。銀行では、預金者のニーズに合致するさまざまな商品の提供が行われている。

預金金利については、従来は護送船団方式のもとで規制金利体系により決定されていたが、現在は無利息の当座預金及び決済性普通預金を除き自由化されており、各銀行の判断によって、自由に金利の設定が行われている。

##### ② 貸出業務

預金によって調達した資金は主として貸出金として運用され、貸出金と預金との利回り差（利鞘）が銀行の主要な収益源となっている。

貸出金は取引の形態によって、割引手形、手形貸付、証書貸付及び当座貸越に区分される。また、銀行が直接資金の融通を実施しないものの、取引先が第三者に対して負担している債務の保証を行う形式での信用供与も行っており、このような取引を支払承諾という。

貸出業務は、融資先の状況によっては貸出金の回収が困難となることから貸出の実行時だけでなく貸

出後においても貸出先の業況を継続的に把握することが重要となる。また、貸出金を保全するために貸出先から徴求している保証や担保の管理も貸出業務に関連する重要な業務となっている。

##### ③ 為替業務

為替とは、隔地者間の金銭の債権や債務を、直接現金の受渡しをすることなく、資金決済を行う仕組みであり、この業務は預金、貸出業務と並び銀行の3大業務の1つとなっている。為替は国内における邦貨の決済だけではなく国際間での異通貨による決済においても利用されており、国内の債権・債務の決済を目的としているものを内国為替、国際間の債権・債務の決済を目的としているものを外国為替という。

為替決済の方法の主なものとしては依頼人が受取人の指定口座に入金を行う振込、送金小切手を発行し受取人に郵送する送金、取引先の依頼に基づいて受け入れた手形・小切手等を取立実施する代金取立等がある。

#### (2) 有価証券の運用業務

銀行の主な収益源は、上述のとおり、貸出金と預金の利鞘だが、最近では、経済活動の停滞、社債等の直接金融取引の活性化などの要因により、企業の銀行借入による資金調達需要が伸び悩んでいることから、貸出金に代わる資金運用業務として、有価証券の運用業務が銀行の業務のうち重要な位置を占めるようになってきている。

有価証券は運用対象により、国債、地方債、社債、株式及びその他の証券に分類される。最近では、日本国債への投資が増加しており、銀行全体の有価証券運用のうち約6割は日本国債への投資となっている。

#### (3) 銀行の業務と ALM

ALM (Asset Liability Management) とは、資産・負債から生じるリスクを評価し、損失の発生を最低限に抑えながら、収益を効率的に確保することを目的として行う、資産 (Asset) と負債 (Liability) の総合的な管理 (Management) 手法をいう。

\*1 「Q&A 業種別会計実務シリーズ」として2013年3月に12冊の出版が予定されている。

銀行はそのバランスシートにおいて、大量の貸出金や有価証券等の金融資産を保有し、その見合いとして預金を中心とした金融負債を抱えている。金利自由化の環境下、市場金利の変動は、銀行の資産・負債の価値の変動をもたらす、実現損益を通して期間損益に重要な影響を及ぼすことになる。そのため、資産・負債の金利更改や期日のタイミングを適切に把握し、資産と負債のバランスを調整する等、総合的に資産運用・負債調達を管理する必要性が生じる。

例えば、銀行は短期の預金で調達した資金を、住宅ローン等の長期資産で運用している。預金を主要な調達源として、大量の金融資産を運用している銀行においては、様々な形でこのような金利又は期間のミスマッチが発生するため、国債ポートフォリオの銘柄入れ替えを行うことによって運用資産の期間調整を行ったり、預金だけでなく比較的長期間の負債調達を増加させる等、金利又は期間のミスマッチを最小限に抑えるためのALM運営が必要となってくるのである。

ALMの運営方針は、一般的に市場部門などの関連部署のメンバーを中心に定期的に開催されるALM委員会において、銀行全体の資産・負債の状況、マーケットの環境などを踏まえた協議のもとに決定される。そして、決定された方針は、取締役会、常

務会等のマネジメントに承認され、当該方針に基づいてALM運営が行われることになる。

## 2. 自己査定とはどのようなものか

### (1) 自己査定の全体像

自己査定とは、銀行自らが保有する資産を個別に検討して回収の危険性又は価値の毀損の度合いに従い区分することをいう。自己査定では、①債務者区分の決定（個別債務者の信用リスクを把握する）と②債権分類の算定（各個別債務者の信用リスクに応じた回収リスクを把握する）を実施する。この2つの手順を行うことで回収の危険性・価値の毀損の度合いを区分する。

### (2) 債務者区分の決定

#### ① 債務者区分

債務者区分とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済の能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分することをいう。

以下に各債務者区分の定義・判断要素についてまとめる。

図表1 債務者区分と定義・判断要素

債務者区分	定義・判断要素
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段問題がないと認められる債務者
要注意先 (その他要注意先)	以下のような状況にあり、今後の管理に注意を要する債務者 ・金利減免・棚上げを行っている貸出条件に問題がある債務者 ・元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者 ・そのほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者
要注意先 (要管理先)	上記のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者 なお、要管理債権は以下のものをいう。 ・3ヵ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権で、破綻懸念先以下に該当しない債権） ・貸出条件緩和債権（以下の③で説明する）
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが見つからない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実（たとえば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由）が発生している債務者

② 中小・零細企業等の債務者区分の判断

中小・零細企業等については、その財務状況のみならず、技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況や保証能力等を総合的に勘案し、その経営実態を踏まえて判断することに留意が必要となる。

③ 貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利な取決めを行った貸出金（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号）」をいう。ただし、破綻懸念先以下もしくは3ヵ月以上延滞債権に該当するものは除く。

この貸出条件緩和債権の判定は、不良債権の開示対象となるか否かの重要なポイントであり、具体的には「金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他」の行為が、①債務者の経営再建又は支援を図ることを目的であること、及び②債務者にとって有利な取決めであることの2つの要件判定が重要となる。なお、「有利な取決め」か否かは、

通常、基準金利（約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利）を設定し判定していくこととなる。

ただし、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、この2つの要件を満たした場合でも、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合等については貸出条件緩和債権に該当しないものと判断して差し支えないこととなっている。

(3) 債権分類の算定

債務者区分が決定されると、担保・保証による調整等の把握を行い、債権分類を算定することになる。まず、担保・保証による調整等を説明する前に分類区分について説明する。

① 分類区分

自己査定においては、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階の区分に分類する（Ⅰ分類は非分類ともいう）。

図表2 「金融検査マニュアル」における分類区分とその定義

分類区分	定義
Ⅰ分類（非分類）	Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産をいう。
Ⅱ分類	債権保全上の諸条件が満実に満たされていないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産をいう。
Ⅲ分類	最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の可能性が高いが、その損失について合理的な推計が困難な資産をいう。
Ⅳ分類	回収不可能又は無価値と判定される資産をいう。

この分類区分は、各債務者区分に応じて債権分類を算定していくため、債務者区分との関係を理解する必要がある。図表3は自己査定結果のマトリクスである。縦が債務者区分（信用リスクの程度）、横

が分類区分（回収リスクの程度）を示しており、この表により、債権の回収の危険性・価値の毀損の度合いを把握することができる。

図表3 自己査定結果のマトリクス（債務者区分・分類区分との関係）

		← 低 回収リスク 高 →			
		債務者区分	I 分類（非分類）	II 分類	III 分類
信用リスク ↑ 低 ↓ 高	正常先	債権全額			
	要注意先	・ 優良担保の処分 可能見込額	左記以外		
	破綻懸念先	・ 優良保証等により 保全されている部分	・ 一般担保の処分 可能見込額	左記以外	
	実質破綻先			・ 一般保証等により 保全されている部分	優良担保及び一 般担保の担保評 価額と処分可能 見込額との差額
	破綻先				左記以外

② 担保・保証による調整

担保もしくは保証により債権の保全が図られている場合には、回収の確実性の程度によって債権分類を算定する。担保及び保証のいずれも共通しているのは回収の確実性によって優良なのか一般的なのかに峻別して考える点である（「金融検査マニュアル」において具体的に例示されている）。

また、担保の場合、担保評価額と処分可能見込額が債権分類算定にあたって重要となる。この点について、「金融検査マニュアル」では担保評価額は客観的・合理的な評価方法で算出した評価額（時価）とし、処分可能見込額は算出した担保評価額から担

保物件処分により回収が確実と見込まれる額と定義している（通常は担保評価額に掛け目を乗じて処分可能見込額を算出する）。これは、必ずしも担保評価額で処分できる保証はないため、このリスクを債権保全の観点から債権分類算定にあたって考慮しているものと考えられる。

この処分可能見込額算定にあたり「金融検査マニュアル」において示されている担保掛け目は次の図表4のとおりである。ただし、ここで示されている掛け目はあくまで目安であるため、各銀行では実態にあった掛け目の設定が求められている。

図表4 「金融検査マニュアル」における担保掛け目の目安

不動産担保		有価証券担保	
土地	評価額の70%	国債	評価額の95%
建物	評価額の70%	政府保証債	評価額の90%
		上場株式	評価額の70%
		その他の債権	評価額の85%

以上